

## ラテンアメリカ編

【1】 ブラジル：廃棄物関連 —— 「電気自動車用バッテリーのリサイクル法案他リサイクル促進の取組」 **全 4 ページ、サンプルのためリンクは切っている。**

|          |                                                                                                                                             |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法律/政策の名称 | (1)2010 年 8 月 2 日付法律 12.305 号<br>サンプルのため省略<br>(6)2023 年 7 月 21 日付貿易評議会管理委員会（GECEX）決議 502 号                                                  |
| 現地語名称    | <a href="#">(1)LEI Nº 12.305, DE 2 DE AGOSTO DE 2010</a><br>サンプルのため省略<br><a href="#">(6) RESOLUÇÃO GECEX Nº 502, DE 21 DE JULHO DE 2023</a> |
| 公布/施行日等  | (1)2010 年 8 月 3 日<br>サンプルのため省略<br>(6)2023 年 8 月 1 日                                                                                         |
| カバー期間    | 2023 年 6 月～2023 年 11 月                                                                                                                      |

## バックグラウンド情報

### ■廃棄物管理規制

国家固形廃棄物政策を規定する 2010 年 8 月 2 日付法律 12.305 号が廃棄物管理の基本法であり、その運用規則が 2022 年 1 月 12 日付政令 10.936 号となる。電池、バッテリーや電気電子製品、包装材などが規制対象となり、製造、輸入、流通、販売の事業者に対する義務事項が規定されている。使用済製品の回収、分別、保管、輸送、リサイクル、最終処分の仕組みのリバースロジスティック制度が構築され、各事業者の役割、義務が提示される。

2020 年 2 月 12 日付政令 10.240 号ではテレビやエアコン、洗濯機、冷蔵庫、パソコン、携帯電話、電池、バッテリーなど家庭用電気電子機器につき、リバースロジスティック制度が規定されている。

2008 年 11 月 4 日付国家環境審議会（CONAMA）決議 401 号、2012 年 9 月 3 日付規則指令 8 号では、使用済電池、バッテリーの管理、また廃棄の際の同容器、包装材へのシンボルマークなどにつき規定されている。

## 最近の主な動向

### ■廃棄物のリサイクル活性化のため、廃棄物の輸入に関税賦課

2023 年 8 月 1 日、貿易評議会管理委員会（GECEX : Comitê de Gestão da Câmara de Comércio Exterior）決議 502 号が施行された。

近年、紙、ガラス、プラスチックの廃棄物の輸入が増え、リサイクルが進まず、ゴミ捨て場や埋め立て地に過剰な負荷がかかっていた。廃棄物の輸入を制限し、リサイクルを活性化するため、輸入税が上げられた。これまで、紙、ガラスは無税で、プラスチックは 11.2%であったが、いずれも 18%の関税が課される。

以下はサンプルのため見出しのみ表示。

■ブラジル上院環境委員会、電気自動車用バッテリーのリサイクルに関する法案を承認

■廃棄物のバイオマス変換による発電などのメリット

■ブラジル上院、使い捨てプラスチックの廃棄物に関する法（案）を承認

### 今後の展開とスケジュール

■電気自動車用バッテリーのリサイクルに関する法（案）2021 年 2.327 号

- 下院に送付し審議継続

■使い捨てプラスチックの廃棄物に関する法（案）2022 年 2524 号

- 上院経済委員会での審議継続

### EnviX 展望と見解

廃棄物のリサイクル実施の課題として、リサイクル材料の再利用が挙げられていた。リサイクル材料を利用して製品を製造する場合とリサイクル材料を使わずに製品を製造する場合につき、コスト面のメリットなどが問題となっていたが、法（案）2021 年 2.327 号では、「電気自動車の新しいバッテリー製造のための原材料にリサイクル材を優先する」ことが追記され、2022 年法（案）2524 号では、「新製品製造用の使い捨てプラスチックの廃棄物の購入、堆肥化可能な包装材に対する税優遇措置の供与」が規定されている。

コスト面だけではなく環境側面から、廃棄物、リサイクル材料の再利用に対するインセンティブが供与され、廃棄物のリサイクルの活性化が推進されている。今後、普及拡大が見込まれる電気自動車に対しても、廃棄物管理、リサイクル促進策が強化されることが見込まれる。

また脱炭素化、循環型経済がブラジルの豊富な資源を活用したバイオマス発電によって、進展することがグローバルにアピールされ、外資企業の産業誘致にも活用されることが予想される。

【2023.12.04 Ma】